

議案第 1 号

野田市生涯学習審議会委員の委嘱について

野田市生涯学習審議会条例（平成31年野田市条例第14号）第4条第1項の規定により、次の者を野田市生涯学習審議会委員に委嘱する。

令和5年4月26日提出

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

氏名	備考
ながつま よしたか 長妻 美孝	学校教育の関係者

令和5年 5月 1日付委嘱

令和5年 6月30日満了

## 提案理由

学校教育の関係者として小中学校長会から推薦のあった委員について変更があったため、その残任期間について新たに委嘱しようとするものである。

【野田市生涯学習審議会委員名簿】

令和5年5月1日現在

選出区分	氏名	選出団体等	備考
学校教育の関係者	長妻 美孝	小中学校長会	新任
社会教育の関係者	河内 賀子	野田美術会	
	長谷川 昌男	公益財団法人 興風会	
	茂呂 嘉男	文化団体協議会	
	横川 しげ子	女性団体連絡協議会	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	戸張 泰	子ども会育成連絡協議会	
学識経験のある者	鈴木 昭夫	元社会教育委員委員長	
	高井 千鶴	千葉県スクールカウンセラー スーパーバイザー	
公民館長が推薦する者	高倉 明実	中央公民館	
	石井 佐喜子	東部公民館	
	松川 豊	南部梅郷公民館	
	山田 喜美子	北部公民館	
	染谷 渉	川間公民館	
	山崎 廣司	福田公民館	
	芝田 榮太郎	関宿中央公民館	
	林 正子	関宿公民館	
	小林 美うみ	二川公民館	
	鷺尾 真由美	木間ヶ瀬公民館	
公募に応じた市民	一色 輝男	公募委員	
	高橋 久喜美		

任期： 令和3年 7月 1日から  
令和5年 6月30日まで

## 野田市生涯学習審議会条例（抜粋）

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公民館長が推薦する者
- (6) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。